

新城市立「こども園」等のご案内



目 次		
1. こども園とは		1 ページ
2. こども園ではこんなことを目指しています（保育理念、保育方針、保育目標）		1 ページ
3. こども園・小規模保育所の入園について （認定区分、年齢早見表、認定基準指数表、入園申し込み等の流れ）		2～4 ページ
4. 保育時間等について（保育時間、希望保育、休園日ほか）		5～6 ページ
5. 保育料について（保育料、保育料（利用者負担額）表ほか）		7～9 ページ
6. その他（持ち物、病気、与薬、食物アレルギー）		10 ページ
7. 困った時の保育サービスなど（一時保育、子育て相談、療育ほか）		11～13 ページ
8. こども園・小規模保育所一覧		15 ページ

問い合わせ先

健康福祉部 こども未来課

TEL : (0536) 23-7622 FAX: (0536) 23-7699

E-mail : kodomo@city.shinshiro.lg.jp

1. こども園とは

新城市では平成30年4月1日から全ての市立園が保育所型認定こども園になりました。すべてのこども園で教育・保育要領に基づき、質の高い幼児教育・保育を行っています。

2. こども園ではこんなことを目指しています

【保育理念】

『子ども一人ひとりを大切に、保護者から信頼され、地域に愛されるこども園』

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。こども園では、子どもがいつも気持ち良く生活し、心身ともに安定した状態で自分の気持ちを安心して表すことができるようにします。

そして、遊んだり生活したりする体験をとおして、しなやかな心を持ち（心情）、笑顔があふれ（態度）、瞳が輝く（意欲）子どもの育成を行います。

また、家庭や地域社会と連携をとりながら、それぞれの発達にふさわしい生活体験が得られるようにします。

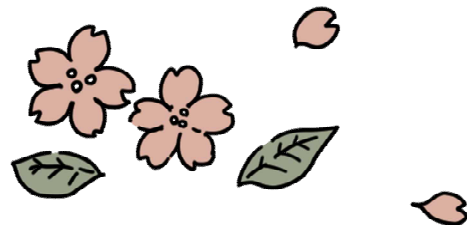
【保育方針】

- * 愛情と信頼に守られ、安心感・安定感を持った生活を保障する。
- * 遊びや生活をとおして、生きる力の基礎を育てる。
- * 保護者の意向を受け止め、子育て支援をする。

こども園の保育は「養護」と「教育」が一体となって豊かな人間性を持った子どもの育成を目指します。また、保護者とともに、子どもへの愛情や成長の喜びを共感し、保護者の養育力を高める保護者支援をします。

【保育目標】

- * 心身ともに健康で元気に遊ぶ子ども
- * 心豊かで、思いやりのある子ども
- * 自分で考え、行動できる子ども



乳幼児期の発達の特性と、地域の実情をふまえ、子どもの時にこそ必要な体験を保障するとともに、「遊び」が「学び」につながる指導をします。

3. こども園・小規模保育所の入園について

【3～5歳児の認定区分】 ※市が認定した必要保育時間になります。

1号認定：平日の基本保育は家庭保育が可能な方でも入園できます。

すべての子どもに幼児教育を保障します。

2号認定：平日の延長利用や土曜保育はこども園等での保育が必要な方のみ利用できます。

保育者の就労等で保育が必要な子どもに保育を提供します。

	7:30	8:30	15:00	17:00	19:00
	※園によって異なります (P15 参照)				
平日	<2号認定>	<1・2号認定>		<2号認定>	
土曜日	<2号認定>	<2号認定>		<2号認定>	

【0～2歳児の認定区分】 ※市が認定した必要保育時間になります。

3号認定：入園希望の子どもを対象に、保育の必要度に応じて入園と保育時間を決定します。

P3「保育認定基準指数表」により、指数の高い方から優先して入園となります。在園児及び3歳以上児との兄弟入所、保育時間の最長時間等により、入園の配慮をさせて頂く場合がありますが、第一希望のこども園に入園できるとは限りませんので、ご了承ください。

	7:30	8:30	15:00	17:00	19:00
	※園によって異なります (P15 参照)				
平日	<3号認定>	<3号認定>		<3号認定>	
土曜日	<3号認定>	<3号認定>		<3号認定>	

【年齢早見表】

- 0歳児 令和 5年4月2日以降の生まれの子ども
- 1歳児 令和 4年4月2日～令和 5年4月1日生まれの子ども
- 2歳児 令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生まれの子ども
- 3歳児 (年少) 令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生まれの子ども
- 4歳児 (年中) 平成 31年4月2日～令和 2年4月1日生まれの子ども
- 5歳児 (年長) 平成 30年4月2日～平成 31年4月1日生まれの子ども

【保育認定基準指数表】 ※主に2号・3号認定に適用

番号	区分	父 母 の 状 況		指数	添付書類
		要 件			
1	外 勤	月20日以上で、日6時間以上の就労		10	就労証明書
		月20日以上で、日4時間以上の就労		9	
		月15日以上で、日6時間以上の就労			
		月15日以上で、日4時間以上の就労		8	
		上記以外で、日中(8:30～17:00)で月60時間以上の就労		7	
2	内 職	月20日以上で、日中(8:30～17:00)4時間以上の就労		5	就労証明書
		上記以外で、日中(8:30～17:00)で月60時間以上の就労			
3	自営業 農 業	事業主	月20日以上で、日6時間以上の就労	10	就労証明書
			月20日以上で、日4時間以上の就労	9	
			月15日以上で、日6時間以上の就労		
			月15日以上で、日4時間以上の就労	8	
	上記以外で、日中(8:30～17:00)で月60時間以上の就労		7		
	専従者	月20日以上で、日中(8:30～17:00)6時間以上の就労	7		
		月20日以上で、日中(8:30～17:00)4時間以上の就労	6		
		月15日以上で、日中(8:30～17:00)6時間以上の就労			
月15日以上で、日中(8:30～17:00)4時間以上の就労		5			
上記以外で、日中(8:30～17:00)で月60時間以上の就労		5			
4	妊娠・出産	出産予定日の2か月前から出産予定日から6か月経過した月の月末まで		10	母子健康手帳の写し
5	傷 病 疾 病	月15日以上入院		10	診断書等
		月15日以上自宅安静(切迫流産、感染症など)		7	
		月15日以上で月60時間以上の自宅療養、通院治療		5	
6	心身障害	身体障害の等級1級、精神障害の等級1級、知的障害の重度		10	各種手帳
		身体障害の等級2級、精神障害の等級2級、知的障害の中度		8	
		身体障害の等級3級、知的障害の軽度		5	
		身体障害の等級4級		3	
7	看 護 介 護	同居家族もしくは一親等内親族の入院等による付き添い看護 (月15日以上で月60時間以上)		7	診断書等
		同居家族もしくは一親等内親族で重度心身障害者、寝たきり者等の介護 (月15日以上で月60時間以上)		5	
		上記以外の場合		3	
8	その他	火災や自然災害等の罹災及びその復旧		10	罹災証明書
		就 学	月15日以上で日中(8:30～17:00)4時間以上の就学	7	就学証明書
			上記以外で、日中(8:30～17:00)で月60時間以上の就学	5	
		新規就職、及び企業準備 (就職、復帰及び開業予定日の1か月前から)		7	就労証明書等
		求職活動(月15日以上で月60時間以上) ※最大3か月		5	求職活動申告書 ハローワークカードの写し
		入園希望児童以外の児童の療育や児童保護等で特に配慮が必要であると客観的に認められる場合		10	児相等意見書
番号1～3以外の就労等で保育が必要な場合		2	就労証明書等		
加 減 算 表	ひとり親	母子家庭及び父子家庭		+3	
	別居等	単身赴任、別居		+2	
	複 合	父母のうち指数が低い方が1～8の要件に複数該当する場合		+1	
	同居等	入園希望児童1人につき、父母以外で就労等していない65歳未満の同居又は同一敷 地内に居住する成人した親族等がいる場合		-1	

- ※ 父・母のうち、指数合計の低い方で判定します。
- ※ 指数の合計が5点に満たない場合は、原則として2号・3号として認定されません。
- ※ 入園審査までに必要となる添付書類が未提出の場合は、入園決定をすることができません。
- ※ 上記以外の項目について審査する必要がある場合は、別途定めるものとします。
- ※ 指数の高い方から優先的に入園を決定します。

【入園申し込み等の流れ】

◆10月16日(月)～10月20日(金)、26日(木)、27日(金)

◎保育認定申請及び入園申込

- 各園ごと入園申込の受付日が設定されています。保育認定申請書や入園申込書などの書類は、9月25日(月)からこども未来課で配布します。
- 第1希望園が該当する会場へ申込書等必要書類を提出してください。
- 新たに新城市のこども園に入園を希望する新3・4・5歳児は面接を行います。必ずお子さんと一緒にお越しください。
※第1希望園が該当する会場にお越しになれない場合は、日程の都合の良い他の受付日にお越しください。

◆11月中旬～1月中旬

◎保育認定及び入園審査・調整

- 保育認定、入園及び延長利用の審査をします。
- 第1希望の園が申し込み超過の場合は、第2・第3希望の園等で調整します。
※こども未来課から公開抽選の案内や入園調整のための連絡をさせていただく場合があります。

◆2月上旬

◎入園決定

- 入園決定者へ、こども未来課から「入園承諾書」をお届けします。
(在園児は園でお渡しします。新入園児は郵送します。)
※保育認定(教育・保育給付認定決定通知書)も入園決定と同時に通知します。
- 入園説明会の案内や保育用品購入申込書なども同封します。

◆2月中旬～2月下旬

◎入園説明会

- 入園決定者を対象に、各園で「入園説明会」を開催します。
(必要書類を忘れずに持参ください。)
※都合のつかない場合は、入園決定先の園へ相談してください。



◆4月

◎入園

- 入園式から通園してください。
※2号認定・3号認定の子どもに限り、4月1日(月)～入園式前の希望保育の日も通園できます。

※求職活動で申し込まれる方は、12月より受付となります。求職活動申告並びにハローワークカードの写しが必要となります。就労されている方から優先的に入園決定しますので、空きがある場合のみ入園可能となります。

※途中入園の方は、1月より受付となります。3歳未満児の場合は、入園希望の月の2か月前までに「3歳未満児途中入園仮申込書」をこども未来課に提出してください。

【保育時間】

○平日 [基本保育] 午前 8 時 30 分～午後 3 時
 (月曜日～金曜日) [延長利用] 午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分
 午後 3 時～午後 5 時 (指定園は最長午後 7 時まで)

○土曜日 [基本保育] 午前 8 時 30 分～午後 3 時
 [延長利用] 午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分
 午後 3 時～午後 5 時 (指定園は最長午後 7 時まで)

7:30	8:30	15:00	17:00	19:00
平日延長利用	平日基本保育		平日延長利用	
土曜延長利用	土曜基本保育		土曜延長利用	

※園によって延長利用可能時間が違います。詳しくはP15「こども園・小規模保育所一覧」で確認ください。

【こども園等での標準的な一日の流れ】

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
順次登園	7 : 3 0	順次登園
登 園	8 : 3 0	登 園（1号認定）
遊びと生活	9 : 0 0	遊びと生活
お や つ	1 0 : 0 0	
給 食	1 2 : 0 0	給 食
午 睡 （お昼寝）	1 3 : 0 0	遊びと生活
降園準備	1 4 : 3 0	降園準備
順次降園	1 5 : 0 0	降園（1号認定）
	↓	順次降園
	1 9 : 0 0	

- ◎遊 び → 子どもの自発性を大切に、主体的な遊びをとおして個々の発達を援助し、きめ細かい教育的配慮を行っています。
- ◎生 活 → 毎日の生活の中で、手洗い・排泄・歯みがき・片付け等、無理なく身につくようにしています。
- ◎給 食 → 栄養士が作成する献立により、自園で調理したものを楽しく食べながら、よい食事の習慣を身につけます。
- ◎午 睡 → 情緒の安定を図りながら、十分な休息がとれるよう環境を整えます。
（お昼寝）

【希望保育日と休園日】

期 間	区分	備 考
4月1日(月)～入園式前日	希望保育	2号認定・3号認定の子どもで期間中に家庭保育が難しい方に限り利用できます。
8月10日(土)～8月16日(金) ※13日を含む1週間となります。	希望保育	2号認定・3号認定の子どもで期間中に家庭保育が難しい方に限り利用できます。
12月29日(日)～1月3日(金)	休 園	
卒園式翌日～3月31日(月)	希望保育	2号認定・3号認定の子どもで期間中に家庭保育が難しい方に限り利用できます。

※ただし、一部の園では土曜日を休園日とします。詳しくはP15「こども園・小規模保育所一覧」で確認ください。

※つばさ保育園は8月13日(火)～8月15日(木)は休園となります。

※希望保育日に保護者が休日の場合は、極力ご家庭で保育されるようにお願いします。

【延長利用・土曜保育の利用と取り消しについて】

延長利用の時間変更や土曜保育の利用の変更がある場合は、**前月の20日までに**、

各こども園またはこども未来課へお申し出ください。

※書類の提出は各こども園でもできます。

※原則として締切日以降の変更は対応できない場合があります。



★1号認定（家庭保育が可能）の子どもは、延長利用・土曜保育・希望保育を利用できません。

延長利用・土曜保育・希望保育は、保護者の就労形態等で保育が必要とされる場合（2号認定・3号認定の子ども）のみ利用できます。利用には延長利用・土曜保育・希望保育が必要である旨を証明する書類を添えて、2号認定又は3号認定の申請をしていただきます。

これにより、延長利用・土曜保育・希望保育の必要と時間を決定します。

家庭保育が可能な場合（1号認定の子ども）は、希望保育日を除いた平日の基本保育時間のみ利用が可能です。



5. 保育料について

【保育料】 ※0～2歳児 ※詳細はP8の保育料表参照

○平日（月曜日～金曜日）

保育料 午前8時30分から午後3時の基本保育時間にかかる月額費用です。
※給食費も含まれています。

また、午前7時30分から午前8時30分及び午後3時以降に延長を利用する場合は、月額時間単価で基本保育料に加算します（日割りはありません）。
※午後の延長利用料は、おやつ代も含まれています。

○土曜日

保育料 午前8時30分から午後3時の基本保育時間にかかる月額費用です。
※給食はありません。お弁当を持参していただきます。

また、午前7時30分から午前8時30分及び午後3時以降に延長を利用する場合は、月額時間単価で基本保育料に加算します（日割りはありません）。
※午後の延長利用料は、おやつ代も含まれています。

★やむを得ない理由で急に延長利用が必要になった場合★

お子さんが通われているこども園の開園時間内で延長利用をお受けしますが、1か月分の延長利用料をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

★保育料以外にかかる費用★

〔こども園〕

教材費（個人持ちとなる保育用具の購入費用）、保護者会費（保護者会の活動費用）
保険料（災害共済加入の保護者負担分）、幼児交通安全クラブ会費（クラブの活動費用）等

〔子いづみや〕

保育用品代、保険料、行事費等

〔つばさ保育園〕

なし



【保育料の支払い】

保育料は口座振替となります。振替日は、**毎月月末（12月は25日）**に、当月分を引落します。

なお、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。

入園申込書等と一緒にお配りする「新城市税等口座振替・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入いただき、1月末日までに口座振替を希望する金融機関（郵便局含む）に提出ください。

途中入園の場合は、当該月の保育料が口座振替ができない場合があります。その場合は、納付書でお支払いいただきます。

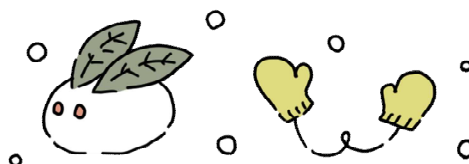
* 令和6年度 保育料表(0~2歳児)*

階層区分	基準年度 市町村民税額等	保 育 料 【 月 額 】	
		平日保育	土曜保育
A	生活保護世帯等	0円 (0円)	0円 (0円)
B	市町村民税所得割 非課税世帯	0円 (0円)	0円 (0円)
C	100円 以上 48,600円 未満	4,500円 (400円)	1,200円 (100円)
D	48,600円 以上 77,101円 未満	7,800円 (700円)	2,100円 (200円)
E	77,101円 以上 97,000円 未満	10,700円 (1,000円)	2,800円 (200円)
F	97,000円 以上 169,000円 未満	16,900円 (1,600円)	3,100円 (300円)
G	169,000円 以上 264,100円 未満	20,400円 (2,000円)	3,400円 (300円)
H	264,100円 以上	26,800円 (2,500円)	4,900円 (400円)

※ 未満児の7:30から8:30、15:00から19:00の保育は、各1時間単位となります。

(保育料の減免)

- ① 2人以上の児童が入園している世帯は、入園している児童のうち、上から2番目は半額、3番目以降は無料となります。
- ② 階層区分がC階層またはD階層で、保護者と生計を一緒にする子ども(年齢や同居にかかわらず)を2人以上養育している世帯は、入園している児童が、上から2番目は半額、3番目以降は無料となります。
- ③ 階層区分がE~H階層で、保護者と生計を一緒にする子ども(年齢や同居にかかわらず)を3人以上養育している世帯は、入園している児童が、上から2番目は半額、3番目以降は無料となります。
- ④ ひとり親世帯、在宅障がい児(者)世帯は、階層区分がC~D階層で、入園している児童が、保護者と生計を一緒にする子ども(年齢や同居にかかわらず)のうち、上から1番目は半額(9,000円を超える場合は9,000円)、2番目以降は無料となります。



【家庭状況の変動について】

入園決定後もしくは在園中に、世帯構成・認定区分・税額が変わった場合は、こども未来課に必ずお申し出ください。

- ① 離婚・結婚、祖父母との同居・別居、退職・休職、所得税や市町村民税の税額更正などがあった場合は、こども園の在園（3歳未満児）、延長利用、保育料に影響する場合がありますので、速やかにお申し出ください。
- ② 保育料はお申し出の翌月からの見直しになります。
- ③ 3歳未満児については3号認定の要件がなくなった場合は退園となります。

【注意事項】

- ① 保育料算定の時期
保育料は保護者等の市町村民税額によって決まります。
毎年6月に基準年の変更が行われ、**9月分から保育料が変わることがあります。**
- ② 入園申込書等に虚偽の内容があった場合
年度の途中でも延長利用の停止や、3歳未満児については退園をしていただきます。
※就労等の実態を調査する場合があります。
ご自身のお子さん、本当に保育が必要なお子さんのためにも、虚偽の申請はおやめください。
- ③ 保育料等の未納（既に卒園した子どもの未納分も含む）がある場合
入園申込前に必ずこども未来課へ相談ください。
こども園での保育は公的負担だけでなく、利用者負担により成り立っています。
こども園の運営にご理解とご協力をお願いします。



6. その他

【持ち物】 ※入園までに用意するもの（詳細は各こども園の入園説明会でお知らせします）
（小規模保育所は随時お知らせします。）

コップ・コップ袋	安定感のあるもの。清潔な口の広い布袋に入れてください。
手拭きタオル	ハンドタオルの大きさと、角に掛けるひもを付けてください。
上靴	子どもの足に合ったもので、脱ぎ履きしやすいもの。
上靴袋	上靴が出し入れしやすいもの。
着替え	季節に合わせたものを園でお預かりします。（一式）

03 歳以上児のみ

箸・箸箱	毎日きれいに洗って持たせてください。
歯ブラシ	※歯磨き粉は使いません。
水筒	コップ付きタイプの物を用意してください。 ※ストロータイプ、直飲みタイプ不可

00～2 歳児は以下のものも必要です。

午睡用布団	年間通してお昼寝をします。 ※週末持ち帰ります。シーツ等洗濯をして月曜日に持ってきてください。
口拭きタオル	ミニハンドタオルの大きさのものを用意してください。
エプロン	食事用として使います。使い勝手の良いものにしてください。

※わかりやすい所にはっきりと名前を書きましょう。（着替えも含まます）

【病気のとき】

病児の保育はできません。

また、病み上がり（特に感染症）は、お子さんの体力が落ちています。
無理に登園せず、できるだけ家庭での安静に努めてください。



【与薬について】

原則として、園でお子さんに薬を与えることはしません。

ただし、医師に処方された薬であって、保育時間内にお子さんに与えなければならないような場合は、各こども園にご相談ください。

与薬する場合は、与薬指示書を医師に書いて頂きます。（用紙はこども園にあります。与薬指示書の記載については、有料の場合があります。）

【食物アレルギーについて】

原則として、全園でアレルギー除去食の対応をします。

ただし、対応しきれないほど重い症状のお子さんの場合は、食事の一部もしくは全部を持参いただくことがあります。※保育料の減免はありません。

また、こども園での給食において食物アレルギー管理を希望される場合は「こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」または診断書（写し可）が必要になります。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

7. 困ったときの保育サービス等

【一時保育事業】

保護者の仕事、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭、育児疲れなどにより、一時的に日中の家庭保育が困難となる児童を預かる（保育する）制度です。

利用を希望される方は、こども未来課へお申し込みください。

申し込み後、利用前に必ず実施園に当日の空き状況を確認してください。

種類	利用限度	対応児童	利用料	利用日・時間	実施園
○非定型的保育 家庭での保育が断続的に困難となる場合	1回の申込みで、月14日以内	原則こども園に在籍していない生後1歳から小学校入学前の児童	○0～2歳児 2,100円/日	○利用日 実施園の開園日 ○利用時間 8:30～15:00	○城北こども園 TEL:22-2306 ○長篠こども園 TEL: 32-0063 ○作手こども園 TEL: 37-2731
○緊急保育 やむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる場合			○3～5歳児 1,000円/日		
○リフレッシュ保育 育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童を預かる場合			※どの年齢も給食を含む ※利用料の年齢区分は入園した年度の4月1日現在の満年齢		



【新城市ファミリー・サポート・センター】

「お母さんやお父さんが病気などで育児ができない」、「急な用事で育児や園の送迎ができない」、「育児疲れをリフレッシュしたい」、…そんなときに子育てを支えてくれます。

○何歳から？・・・3か月から中学3年生までの子どもを預かります。

○時間は？・・・原則として午前7時から午後7時まで ※応相談

○どこで？・・・援助会員又は、依頼会員の家庭が基本です。事情により他の場所でも預かります。

○お金は？・・・平日（事前申込）1時間 700円 ※送迎だけ（30分以内）は350円
 平日（直前申込）1時間 1,000円 ※送迎だけ（30分以内）は500円
 休日（事前申込）1時間 1,000円
 休日（直前申込）1時間 1,200円 ※原則として事前申込が必要です。
 病児・病後児（平日・事前申込）1時間 1,000円
 病児・病後児（平日・直前申込）1時間 1,200円
 病児・病後児（休日・事前申込）1時間 1,200円
 病児・病後児（休日・直前申込）1時間 1,400円

※「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日、1月2日～3日、8月13日～15日及び12月29日～31日です。

※利用には依頼会員登録（無料）が必要です。

※利用者は市内在住、在勤及び在学が条件となります。

※詳細は下記へお問い合わせください。

新城市日吉字下畑 81（鳥原児童館内）

携帯：080-6922-7001（月・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

Eメール：shinshiro-family-support@ezweb.ne.jp



【子育て短期支援事業】

保護者の仕事、傷病、災害、事故、出産、看護、介護等の社会的理由で家庭での養育が一時的に困難になった児童を数日もしくは夜間に預かる（養育する）制度です。

利用を希望される方は、こども未来課児童養育支援室へお申し込みください。

○夜間養護（トワイライトステイ）

恒常的に夕方から夜間に子どもの養育が困難となる場合に利用できます。

利用限度	対象児童	利用料	利用日・時間	実施施設
おおむね6か月程度	市内在住の18歳未満の児童	○生活保護世帯・市民税非課税世帯の母子、父子世帯 0円/回 ○市民税非課税世帯 300円/回 ○上記以外の世帯 750円/回	○利用日 一年中 ※ただし、実施施設の受入れ状況による。 ○利用時間 夕方及び夜間 ※1回当たりおおむね4時間とする。	○八楽児童寮 八束穂 1032-2 TEL:22-0760

○短期入所生活援助（ショートステイ）

数日間子どもの養育が困難となる場合に利用できます。

利用限度	対象児童	利用料	利用日・時間	実施施設
原則として7日以内（更新可）	市内在住の18歳未満の児童	○生活保護世帯・市民税非課税世帯の母子、父子世帯 (2歳未満児) 0円/日 (2歳以上児) 0円/日 ○市民税非課税世帯 (2歳未満児) 1,100円/日 (2歳以上児) 1,000円/日 ○上記以外の世帯 (2歳未満児) 5,350円/日 (2歳以上児) 2,750円/日	○利用日 一年中 ※ただし、実施施設の受入れ状況による ○利用時間 終日	○八楽児童寮 八束穂 1032-2 TEL:22-0760 ○豊橋ひかり 乳児院 豊橋市高師町 字北原 1-104 TEL:(0532) 62-0019 ○米山寮 岡崎市洞町 字八王子 1-1 TEL:(0564) 22-7510 ○光輝寮 豊川市光輝町 2丁目 33番地 TEL:(0533) 86-2631



【子どものことや子育てで困ったとき、悩んだとき】



☆こんなところで相談にのってくれるよ☆

※開館時間は状況に応じて、変更となる場合があります。

子育て世代包括支援センター (TEL: 22-9918)
○月～金(祝日除く) 午前9時～午後5時
[こども未来課児童養育支援室内]

城北子育て支援センター (TEL: 23-0355)
○月～金(祝日除く) 午前9時～午後3時
[城北こども園内]

保健センター
○すこやか相談(予約不要)
[新城保健センター] 偶数月第3火曜日
○電話相談 随時実施 (TEL: 23-8551)

長篠子育て支援センター (TEL: 32-3221)
○月～金(祝日除く) 午前9時～午後3時
[児童館たんぼぼ内]
※児童館は月～土(祝除く) 午前9時～午後5時

作手子育て支援センター (TEL: 38-1351)
○月～金(祝日除く) 午前9時～午後3時
[作手こども園内]

☆発達が気になるお子さんへの関わりを学びたいと思ったら☆

児童発達支援施設「おおぞら園」 (TEL: 32-0359)

○月～金(祝日除く) 午前9時～午後4時
[新城市能登瀬字白岩 32]

《お子さんのために》

発達が気になるお子さんが様々な生活を通して、自分でできることが増えるようサポートします。※見学もできます。

《お母さんたちのために》

ご家庭で取り組んでいただくとよいことなどのレクチャーやアドバイスのほか、個別相談、保護者座談会など不安解消や情報交換の場もあります。

児童発達支援事業「おひさま」 (TEL: 23-8510)

○月～金(祝日除く) 午前9時～午後3時
[新城市片山 361-7]



メ 七

8. こども園・小規模保育所一覧

地区	園名	所在地	電話番号	入園年齢	保育時間	土曜保育
新城	新城こども園	字東入船 32-1	22-0045	6 か月児～5 歳児	7:30～18:00	—
	城北こども園	字宮ノ後 39-2	22-2306	6 か月児～5 歳児	7:30～19:00	7:30～19:00
千郷	千郷東こども園	杉山字野中 64-1	22-0675	6 か月児～5 歳児	7:30～19:00	—
	千郷中こども園	豊栄字スハ山 248-4	23-0547	6 か月児～5 歳児	7:30～18:00	—
	千郷西こども園	豊島字馬渡 11-2	22-0671	1 歳児～5 歳児	7:30～19:00	—
	ママ・サポート 子いづみや	石田字黒坂 9-10	23-5228	6 か月児～2 歳児	7:30～19:00	△※
東郷	東郷東こども園	大海字黒瀬 23-7	25-0038	1 歳児～5 歳児	7:30～17:00	—
	東郷中こども園	八束穂字天王 1041-2	22-0770	6 か月児～5 歳児	7:30～18:00	—
	東郷西こども園	上平井字昭和 970	22-0741	1 歳児～5 歳児	7:30～19:00	—
	つばさ保育園	矢部字本並 52-2	25-7888	6 か月児～2 歳児	7:30～18:00	—
舟着	舟着こども園	日吉字上ノ風呂 58	22-3686	1 歳児～5 歳児	7:30～18:00	—
八名	八名こども園	富岡字杉畑 54-5	26-0009	6 か月児～5 歳児	7:30～19:00	—
鳳来	長篠こども園	長篠字丸井 19-1	32-0063	6 か月児～5 歳児	7:30～19:00	—
	鳳来こども園	玖老勢字便福 17	35-1020	1 歳児～5 歳児	7:30～18:00	—
	山吉田こども園	上吉田字松沢 5	34-0014	1 歳児～5 歳児	7:30～17:00	—
	大野こども園	大野字久羅下 39	32-1215	1 歳児～5 歳児	7:30～18:00	—
作手	作手こども園	作手高里字縄手上 20-1	37-2731	6 か月児～5 歳児	7:30～18:00	—

(注) 利用状況により各園の保育時間を短縮する場合があります。

※事前に相談が必要です。